

寒冷地手当支給規則の一部改正について

1 改正の理由

寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号。以下「規則」という。）別表において、寒冷地手当支給官署として指定されている柏崎刈羽原子力保安検査官事務所について、平成24年9月19日付けで原子力規制委員会原子力規制庁が発出したことに伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

規則別表新潟県の項中柏崎市三和町五の四八に所在する官署の名称を「柏崎刈羽原子力保安検査官事務所」から「柏崎刈羽原子力規制事務所」に改める。

なお、「柏崎刈羽原子力規制事務所」は環境省の外局である原子力規制委員会（原子力規制庁）の地方機関であることから、国土交通省の地方支分部局である柏崎市日吉町三の二二に所在する官署「北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所」の後に位置するものとする。

※ 規則別表の官署の定めについては、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第3条第2項の規定により、人事院の勧告事項とされているが、単なる官署の廃止や名称の変更に伴う改正等については、官署の新規指定の場合と異なり、気象条件等の実質的判断を行うものではないことから、従来より勧告を要しないものとして処理しているところ。

本件についても、寒冷地手当支給官署の単純な名称の変更であって支給地域外への移転という実質的判断を伴わないものであることから、従来どおり勧告を要しないものとして処理するものとする。

3 施行期日

公布日（平成24年11月1日）

注 本件は行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項第5号に該当することから、同法第6章（意見公募手続等）の規定が適用されないものである。